

社会福祉法人鵜川慶寿会  
役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

社会福祉法人 鵜川慶寿会

## 社会福祉法人鵜川慶寿会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鵜川慶寿会の理事、監事、評議員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬)

第2条 役員等に対し、次の表に定めるところにより報酬を支給する。ただし、月の途中で役員等の就退任があった場合又は定款第11条第1項の規定に基づく職務代理者が、理事長の職務を代理することとなった場合は、理事長の報酬は、日割り計算により支給する。

区分	報酬の額
理事長	月額 <u>100,000</u> 円

- 2 定款第11条第1項の規定に基づく職務代理者が、理事長の職務を代理することとなった場合は、前項の規定を準用し、理事長職務代理者に報酬を支給する。
- 3 報酬又は給与が支給される理事長、理事長職務代理者及び施設長である理事以外の役員等に対しては、当分の間、報酬を支給しない。
- 4 理事長は、その職務を遂行するため、1週間に1度以上施設に赴き、施設の運営状況の把握及び決裁等を行なうこととする。

### (費用弁償)

第3条 役員等が町内で実施する理事会、評議員会、監査業務に出席し、その職務に従事する場合又は理事長から召集されて慶寿会の業務に従事する場合は、次の表に定めるところにより費用弁償を支給する。ただし、報酬又は給与が支給される理事長、理事長職務代理者及び施設長である理事に対しては費用弁償を支給しない。

区分	費用弁償の額
理事	日額 <u>5,000</u> 円
監事	日額 <u>5,000</u> 円
評議員	日額 5,000円

- 2 役員等が、研修、視察及び陳情等で町外に出張する場合は、交通費・宿泊費を実費支給し、日当として費用弁償を支給する。ただし、報酬又は給与が支給される理事長、理事長職務代理者及び施設長である理事に対しては、旅費規程による旅費を支給する。
- 3 役員等が同一日に他の役職を兼ねて複数の職務又は業務に従事する場合の費用弁償は、重複してこれを支給することができない。

附 則

この規程は、平成11年7月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年11月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年6月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年1月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年12月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月10日から施行する。